

学術コミュニケーションの将来と「著作権」

土屋俊
(千葉大学)

まず、著作権法改正動向について

- 本資料提出段階では判明していないので、別途資料をお手許に、、、、
- しかし、現行の著作権法が想定していない事態が生じており、今回の改正はたとえうまくいったとしてもそのような状況に対応するものではない。これからどういうことが起きるのかを考えてるタイミング

著作権法改正の方向性(1)

• 制限の拡大

- 複製物の提供の際に無許諾で公衆送信を利用したいという要望は継続審議。ILLでの利用については、権利者も合意して新たに提起。
- 定期刊行物でない論文集のようなものに収録された著作物の全体の複製については、意思表示システムで対応の方向。
- 再生手段が入手困難な資料の保存のための無許諾の複製は法改正の方向。
- 録音図書の作成については、意思表示システムで対応の方向。
- ウェブページのプリントアウトについても意思表示システムで対応の方向。
- 館内で共有するデジタル化は、求めず。

著作権法改正の方向性(2)

• 制限の縮小

- 無許諾の複製を非営利目的で複製を求めた場合に限定するという要望については継続して検討。
- 図書館資料の貸与に関する補償金制度の導入については法改正の方向で検討するが、制度に関する当事者の検討、合意が前提。(大学図書館における貸与について考える必要があるようにおもわれる。)
- 図書館における複製への補償金制度の導入については、継続して検討。
- コンビニのコピー機で行う私的利用目的の複製を制限対象から排除することについては、当事者の行動を優先。
- 上映権の制限を限定することについては、その影響の範囲を見定めて法改正の方向

しかし、図書館における複製は全体の一部！

- さまざまな、かつ本質的な問題を検討中

- どういう著作物についてどういう権利を保護するのか：技術の進歩がもたらす複雑さ(例：映画の著作物とは?)
- 技術的保護手段の積極的導入
- どの程度の期間、権利を保護するのか？
- 契約による保護と流通の促進
- 「アクセス権」保護の導入？(放送のスクランブルの法的根拠が必要)
- 法律の単純化は可能か？著作権法を技術から独立して表現できるか？

今こそ、根本的に考え直してよいときではないか

著作権法が想定していない事態をもたす大学の変容

- 国際的学術コミュニケーションの変容
 - 電子化の帰結(著作権法から契約へ)
 - 著者の権利(機関レポジトリと非排他的権利)
- 学部教育の改革と生涯学習支援
 - 「視聴覚」教材の扱い(ネットワーク利用へ)
 - オフキャンパスユーザ(遠隔教育・公開講座)
- 大学の知的財産の直接的社会還元
 - 特許と著作権(大学の特色)
 - 産学連携(アカデミックな機関であることの意味)

- 学術コミュニケーションの主体は「雑誌」(仮説)
- しかし、雑誌の価格高騰(Serials Crisis)が進行するなかで、電子化が展開した
- 電子化は、著作権問題を複雑にしたのか？
- **NO. むしろ単純にしたといえる**
- 「所有権の移動」が「利用許諾(ライセンス)」に
 - 著作権者は利用を許諾できる(著作権法63条)
 - 利用許諾は条件をつけて契約できる
 - 契約は両者の合意によって成立する
- 「著作権法」から契約へ(契約が優先される)

第六十三条 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

3 第一項の許諾に係る著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。

4 著作物の放送又は有線放送についての第一項の許諾は、契約に別段の定めがない限り、当該著作物の録音又は録画の許諾を含まないものとする。

5 著作物の送信可能化について第一項の許諾を得た者が、その許諾に係る利用方法及び条件(送信可能化の回数又は送信可能化に用いる自動公衆送信装置に係るものを除く。)の範囲内において反復して又は他の自動公衆送信装置を用いて行う当該著作物の送信可能化については、第二十三条第一項の規定は、適用しない。

- 第二十三条 著作者は、その著作物について、公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行う権利を専有する。
- 2 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

しかし、話は簡単ではない、、、

- 物品管理から許諾条件(遵守)管理へ(電子ジャーナルの導入では「価格交渉」と「条件交渉」の両方が大事)
- とくに「恒久アクセス権」の問題
- 弱者を守る「著作権」という考え方
 - 契約の前提は交渉。交渉では力が強いものが有利。力の弱いものの不利益が増すことにならないか？
 - 誰が弱者か？(音楽著作権だと、わかりやすいが、学術著作物の場合は実際はあまり簡単ではない)

研究者による情報流通の自己管理

- 学術著作物の権利者は、論文執筆者(=研究者)
- 学術著作物の利用者は、研究者(=論文執筆者)
- したがって、研究者=論文執筆者が流通を管理できるはず
- しかし、実際にはINTERMEDIARYが存在
 - 出版者(商業出版社、学会、非営利法人(大学出版会等))
 - 大学図書館
 - 予約代理店、取次ぎ業者
 - アグリゲーター、2次データベース業者等
- このなかで、著作権の意味は？

学術情報流通の改革のなかでの著作権

- 多くの商業出版社、学会出版者に対して、採用された論文の投稿者は、「著作権を移譲している」
- 「著作権を移譲する」研究者は、自分の論文について何ができるか
 - ポストライフ権: Webで公開することができるのか
 - プレライフ権: プレプリントをWebに載せてから、投稿することができるのか(これは著作権の問題ではないが、、、)
- これは図書館にとっても重要:
 - 機関レポジトリの可能性 (eScholarship, D-Space, 筑波大学)
 - より積極的な出版への関与の可能性

大学教育はどう変わるのか

- 大学へのこれからの期待：
 - 自分で問題を発見することができる人材
 - 自分で解決を提案することができる人材
 - (これまで、問題は所与であり、解決は既存知識の応用と考えられてきた 能力(開発でなく)選別システムとして大学:日本近代化の宿命? それを変えた社会状況の変化?)
- 具体的対応：
 - 成績評価の透明化・標準化
 - 学生による授業評価(とその公開)
 - 教育方法の改良(マルチメディア化)

そもそも図書館と教材との関係から

- 来の能力選別型教育では、教科書が第一で、学生が取り組むべき資料は二次的
- 問題解決能力開発型教育では、資料の利用が不可欠
- 図書館の役割の増大？
- ところが、資料はウェブ上にある：むしろ図書館不要論へ傾く可能性
 - ウェブ資源の信頼性？むしろ網羅性を疑うべき？
 - 電子資源を導入するときには権利処理が重要となる

- 既存資料との接続を考慮
- デジタル送信の価値を強調
- その結果、
 - 12000タイトルを送信可能な形にデジタル化(権利処理はffhが行う。許諾しないところもある)
 - すでにもっているものをベースにして、契約をする
 - コンソーシアム契約に特徴:
 - 各館がすでにどの程度所蔵しているかをもとにして、それらのデジタル送信権をコンソーシアムに対して契約
 - これからの資料についても同様の対応
- 日本での可能性

大学から社会への直接的還元

• 教育面における還元・貢献

- 職業能力維持向上への貢献(医師、薬剤師、看護師、弁護士、弁理士等に需要があるが、一部職能団体の事業と競合する)
- 高度教養需要・インキュベーションへの貢献(公開講座等)
- 施設の開放(図書館の貢献はここであるが前二者と関係)

• 研究面における還元・貢献

- 受託研究、共同研究:大学資源を利用する研究の成果による産業等への貢献(産学連携)
- 研究成果を社会の共有財産として保持すること

- 「利用者」概念の再検討
 - 正規教職員・学生以外だけど、「一般市民」とはいえない準構成員の扱い
 - 今でも、受託研究員、学振特別研究員、JSTの研究員
 - 教員がパートタイムで企業のコンサルティングをする場合
 - 公開講座受講者によるILLへの依頼
 - とくに、契約上、教職員・学生が正規ユーザで、ウォークインユーザの利用を認めている場合の扱い
- (関係するが) 営利利用やアカデミック・ライセンシングの解釈と扱い
- 基本的には、大学ポリシーと契約の問題

- 大学図書館としての重要な課題
 - そもそも、そのような機能を果たしてきた
 - ウェブ資源への期待はあるが、誰が継続性を保証できるのか(自然な淘汰という考え方もあるが)
- 権利処理の問題(機関レポジトリの場合に共通)
 - 構成員の許諾、事前許諾などの必要性
 - エンドユーザ・ライセンスの可能性の追及
 - 既存所蔵資料の媒体変換における権利処理